

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

令和6年7月28日執行の大阪府議会議員補欠選挙（河内長野市選挙区）候補者_____（以下「甲」という。）と_____

（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約する。

- 1 甲は、甲が使用する選挙運動用自動車の運転手として、乙を雇用するものとする。
- 2 雇用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 契約金額 金 _____ 円
〔内訳 金 _____ 円× _____ 日間（従事日数）〕
（ただし、乙が運転業務に従事しない日がある場合は、従事しない日1日につき金 _____ 円を減じた金額とする。）
- 4 この契約に基づく契約金額については、乙は、大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

㊟

乙 住 所

氏 名

㊟